

1 教職課程

■ 1. 教員免許状について

(1) 教員免許と教職課程

学校の先生になるには、免許が必要です。教育職員免許法ではこの免許を「教育職員免許状」と呼びますが、ここでは「教員免許」と言うことにします。この免許を取得するための課程が教職課程で、課程登録した者だけが履修できます。

教員免許を取得するための学修は、学部・学科の学修とは別のもので、それだけに多くの努力が必要とされます。また学士の学位を取得することが基礎資格として必要なので、卒業のための単位修得にも励んでください。

(2) 教員免許の種類

教員免許には、いくつかの種類があります。本学の教職課程で取得できるのは、中学校と高等学校の教員になるための免許です。4年制大学を卒業して取得できる免許を「一種免許状」と呼び、大学院修士（博士前期）課程を修了（一年以上在学して30単位以上修得した者を含む）して取得できる免許を「専修免許状」と呼びます。

(3) 学科によって取得できる教員免許が異なる

次表のように、学科によって取得できる教員免許の種類が決まっています。

取得できる学部・学科		免許状の種類・教科	
学部	学科	中学校（一種）	高等学校（一種）
法学部	法律学科	社会	公民
	自治行政学科	社会	公民
経済学部	経済学科	社会	地理歴史，公民，商業
	現代ビジネス学科	社会	地理歴史，公民，商業
経営学部	国際経営学科	社会	公民，情報
外国語学部	英語英文学科	英語	英語
	中国語学科	中国語	中国語
人間科学部	人間科学科	社会， 保健体育	地理歴史，公民， 保健体育
理学部	数理・物理学科	数学，理科	数学，理科
	情報科学科	数学	数学，情報
	化学科	理科	理科
	生物科学科	理科	理科
工学部	機械工学科	数学	数学，工業
	電気電子情報工学科	数学	数学，情報
	物質生命化学科	数学	数学，工業
	情報システム創成学科	数学	数学，情報
	経営工学科	数学	数学，工業
	建築学科	数学	数学，工業

■ 2. 教員免許を取得するには

(1) 教員免許を取得するための条件

中学校の教員免許と高等学校の教員免許を取得するためには、まず基礎的な条件として、「学士の学位を有すること」が必要です。その上で、次の4つの科目群を、定められた単位数以上修得しなければなりません。

科目群	課程登録の要・不要	学科の履修制限との関係
①「教職に関する科目」(P. 16～)	教職課程独自の科目のため、履修するには教職課程登録が必要。	全学部共通の科目。学科の履修上限単位数に含まれない。
②「教科又は教職に関する科目」(P. 19～)		
③「66条科目」(P. 20～)	各学科の履修科目の中に配置されている。教職課程登録をしなくても履修できる。	学科・免許教科ごとに科目が異なる。学科の履修上限単位数に含まれる。(ただし、学科により取り扱いが異なる場合があるため、各学科の履修要件を参照すること)
④「教科に関する科目」(P. 29～)		

①「教職に関する科目」、②「教科又は教職に関する科目」、④「教科に関する科目」を合わせて59単位以上と、③「66条科目」を4科目8単位以上修得する必要があります。

(2) 教育実習は必須

中学校の免許取得には3週間（若しくは4週間）、高等学校の免許取得には2週間の教育実習が必要です。詳しくは、6. 「教育実習」の履修方法を参照してください。

(3) 中学校の教員免許取得には「介護等体験」が必須

中学校の教員免許を取得するためには、上記に加えて、7日間の「介護等体験」が必要です。詳しくは、7. 介護等体験（中学校免許取得希望者のみ）を参照してください。

■ 3. 教職課程の履修に係る各年次の主要スケジュール

説明会の日程や各種連絡事項などは、掲示板(横浜キャンパス17号館21室前, SHC6号館201号室前)で確認してください。4月の説明会については、3月下旬に行う場合もあります。なお、**無断で説明会に欠席した場合は、4年間の在学期間中に、教員免許の取得ができなくなる場合があります。**やむをえない理由で欠席する場合は、事前に各キャンパス支援室に相談してください。

	1年次	2年次(本登録年度)
3～4月	<ul style="list-style-type: none"> ●教職課程仮登録説明会 ・前学期履修登録 「教育原論」「教育と社会」「教育心理学」 ・小学校教員養成特別プログラム説明会 (横浜キャンパスは希望者のみを対象とする。SHCは仮登録説明会の一環として行う。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●教職課程本登録説明会 本登録費納入(20,000円) ・前学期履修登録 ・小学校教員養成特別プログラム説明会 (横浜キャンパスは希望者のみを対象とする。SHCは本登録説明会の一環として行う。)
5月		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ▲社会系基礎学力試験についての説明会(6～7月) (法・経済・人間科学部「社会」「地理歴史」「公民」の教育実習予定者) ▲保健体育系基礎学力試験についての説明会(6～7月) (人間科学部「保健体育」の教育実習予定者) 	<ul style="list-style-type: none"> ▲社会系基礎学力試験についての説明会(6～7月) (法・経済・人間科学部「社会」「地理歴史」「公民」の教育実習予定者) ▲保健体育系基礎学力試験についての説明会(6～7月) (人間科学部「保健体育」の教育実習予定者)
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川大学附属中・高等学校での教育実習説明会 (希望者のみ)
8月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・後学期履修登録 「教育原論」「教育と社会」「教育心理学」 	<ul style="list-style-type: none"> ・後学期履修登録
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・小学校教員養成特別プログラム応募説明会 (希望者のみ)
11月		<ul style="list-style-type: none"> ▲介護等体験説明会(中学校免許取得希望者)
12月		<ul style="list-style-type: none"> ▲保健体育系基礎学力試験についての説明会(12月) (人間科学部「保健体育」の教育実習予定者)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ▲社会系基礎学力試験(1～2月) (法・経済・人間科学部「社会」「地理歴史」「公民」の教育実習予定者) 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育実習計画説明会 ▲社会系基礎学力試験(1～2月) (法・経済・人間科学部「社会」「地理歴史」「公民」の教育実習予定者) ▲保健体育系基礎学力試験(1～2月) (人間科学部「保健体育」の教育実習予定者)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ▲数学基礎学力試験(理学部「数学」の免許取得予定者) ▲理科基礎学力試験(理学部「理科」の免許取得予定者) 	<ul style="list-style-type: none"> ▲数学基礎学力試験(理学部「数学」の免許取得予定者) ▲理科基礎学力試験(理学部「理科」の免許取得予定者)
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習内諾依頼許可者発表(※1) ・教育実習内諾活動準備(3月下旬) ・「履修カルテ」作成

●は出席必須

▲は対象者のみ

(※1) 2年次末までにP. 21「6.「教育実習」の履修方法(6)教育実習の内諾依頼をするための条件」を満たすこと。

	3年次(教育実習前年度)	4年次(教育実習年度)
3～4月	<ul style="list-style-type: none"> ●教育実習内諾依頼説明会 ▲介護等体験依頼説明会(中学校免許取得希望者) 申込及び介護等体験費用納入 ・前学期履修登録 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育実習判定合格者説明会 教育実習登録費納入(1回につき5,000円) ・前学期履修登録 「教育実習指導Ⅱ」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」 ・教員採用模擬試験
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習内諾活動実施(5月) ・介護等体験実施(5月～2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習実施(5月～11月)
6月		
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校教員採用試験(1次)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校教員採用試験(2次) ・「履修カルテ」作成
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・後学期履修登録 「教育実習指導Ⅰ」(教育実習前年度の後学期に履修すること) ・「履修カルテ」提出(「教育実習指導Ⅰ」授業内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・後学期履修登録 「教職実践演習(中学・高校)」 ・「履修カルテ」提出(「教職実践演習(中学・高校)」授業内)
10月		<ul style="list-style-type: none"> ●免許状一括申請説明会 免許状申請料納入(1免許につき3,500円)
11月		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ●教育実習最終手続き説明会 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・教員採用模擬試験 	
2月		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習判定合格者発表(※2) ・「履修カルテ」作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員免許状交付(卒業式)

●は出席必須
▲は対象者のみ

(※2) 3年次末までにP.23「6.「教育実習」の履修方法(9)教育実習に出るための条件」を満たすこと。

- (1) 教職課程仮登録
(1年次)
- 教職課程の科目（「教職に関する科目」）を履修するには、1年次で仮登録が必要です。仮登録の手続きをしないと1年次配当の「教職に関する科目」（「教育原論」「教育と社会」「教育心理学」）を履修することができません。
- 仮登録できるのは1年次のみで、1年間有効です。登録費は必要としません。4月の初めに仮登録説明会を行います。
- (2) 教職課程本登録
登録費の納入
(2年次)
- 2年次4月上旬に本登録の説明会を行い、出席者に登録用紙を配付します。教職課程の登録を完了するには、「登録費（20,000円）」を所定の期日までに納入してください。なお、登録費の納入は初年度のみで、次年度からは不要です。
- 課程登録を完了すると、正規の教職課程履修者とみなされ、「教職に関する科目」の履修を継続することができます。
- 課程登録後にやむを得ず教職課程の履修を辞退する場合は、必ず各キャンパス支援室へ申し出てください。
- (3) 「履修カルテ」の
作成について
- 「履修カルテ」は、学生各自が、教職課程の履修状況をふりかえって、その進捗状況を把握し、各自の課題を確認するために、教職課程本登録の年次より、毎年作成します。「履修カルテ」は、「単位修得状況確認表」と「自己評価票」の2つの部分から成っています。
- 「履修カルテ」の作成は以下のように進めます。
- 2年開始時と終了時、3年終了時、4年の8月（教育実習終了後）に、「単位修得状況確認表」と「自己評価票」の作成を行います。
- 「単位修得状況確認表」には、前年度（4年の教育実習終了後には、4年の前学期）に修得した、教員免許取得に必要な科目（「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」、「66条科目」）を記入します。このことにより、以後、自分が履修すべき科目を確認します。
- 「自己評価票」には、教職課程を履修していて、教職を目指すにあたり、現時点での自分の知識・能力や資質について自己評価します。このことにより、これからの学習において自分に何が必要かを自覚します。
- (4) 介護等体験（中学校
免許取得希望
者）及びその申
込、「介護等体験
指導」の履修（3年
次）
- 介護等体験の実施は3年次以上とします。介護等体験の申込は3月下旬～4月上旬に行いますが、申込には条件があります。① 前年度の介護等体験説明会に出席していること、② 6.「教育実習」の履修方法（6）教育実習の内諾依頼をするための条件 を満たしていること、この2つが申込条件です。申込をして場所や日程が決定したら、日程に応じて前学期又は後学期のどちらかで授業科目「介護等体験指導」を履修し、介護等体験についての事前・事後指導を受けます。介護等体験費用は4月の指定日に納入してください。
- 詳しくは、7. 介護等体験（中学校免許取得希望者のみ）を参照してください。
- 申込後にやむを得ず介護等体験を辞退する場合は、各キャンパス支援室へ必ず申し出てください。
- (5) 教育実習内諾依
頼手続き（3年次）
- 教育実習の申込は、実習の前年度に行います。このことを教育実習内諾依頼といいます。内諾依頼をするためには定められた条件を満たしていることが必要です。詳しくは、6.「教育実習」の履修方法 を参照してください。

- (6) 教育実習最終手続き及び教育実習登録費の納入、教育実習（4年次）
- 前年度に内諾を得ている実習校に正式な実習依頼書を提出し、教育実習を行います。教育実習が2週間の場合（高等学校免許のみの場合）は「教育実習Ⅰ」と「教育実習指導Ⅱ」を履修します。教育実習が3週間以上の場合（中学校免許の場合）はさらに「教育実習Ⅱ」を履修する必要があります。また、教育実習を行うには「教育実習登録費（1回につき5,000円）」の納入が必要です。
- (7) 教育職員免許状の交付及び一括申請申込
- 教育職員免許状は教育委員会から発行されますが、在学生については本学が代わりに免許状の申請手続きを行います。これを「教育職員免許状一括申請」と呼びます。4年次3月下旬～4月上旬の「教育実習判定合格者説明会」で取得希望の免許教科を申請し、10月の「免許状一括申請説明会」で申請教科の最終確認と、申請手数料3,500円（免許1件につき）の納入を行います。また、中学校の免許状申請者は、介護等体験の証明書を提出します。各々の説明会で手続きを済ませた学生が「一括申請」の対象者となり、条件を満たせば卒業時に免許状を受領できます。なお、一括申請をしなかった場合は「個人申請」となりますので、詳細は各キャンパス支援室に問い合わせてください。
- 詳しくは、8. **教育職員免許状の申請** を参照してください。

■ 4. 「教職に関する科目」の履修方法

「教職に関する科目」は教育職員免許法第5条別表第1及び教育職員免許法施行規則第6条の規程に基づき開設されています。「法令上の科目」と「神奈川大学で開講されている授業科目」との関係を次表に示します。それぞれの科目の位置づけを理解してください。

表4-1 本学における「教職に関する科目」の授業科目と単位数

免許法による科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目名	単位	必選区分		配当年次	開講期※1	
				中学校	高等学校		前	後
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教育の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	2	必修	必修	2	前	後
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	必修	必修	1	前	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 （障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理学	2	必修	必修	1	前	後
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育と社会	2	必修	必修	1		後
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	1	必修	必修	2	前	後
	・各教科の指導法	教科教育法Ⅰ※2	2	必修	必修	2・3	前	
		教科教育法Ⅱ※2	2	必修	必修	2・3		後
		教科教育法Ⅲ※2	2	必修	※3	3	前	
		教科教育法Ⅳ※2	2	必修	※3	3		後
	・道徳の指導法	道徳教育論	2	必修		2	前	後
	・特別活動の指導法	特別活動論	2	必修	必修	2	前	後
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論	1	必修	必修	2	前	後	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	生徒指導論	2	必修	必修	2	前	後
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談概論	2	選択必修	選択必修	3	前	後
教育実習		教育実習指導Ⅰ	1	必修	必修	3		後
		教育実習指導Ⅱ	1	必修	必修			
		教育実習Ⅰ	2	必修	必修	4	前	
		教育実習Ⅱ	2	必修				
教職実践演習		教職実践演習（中学・高校）	2	必修	必修	4		後
単位数合計				34単位	26単位			

※1 開講期は原則とします。

※2 教科教育法は免許教科ごとに授業科目名が異なるので、表4-2を参照すること。

「教科教育法Ⅰ・Ⅱ（公民、地理歴史、商業、工業、情報）」は3年次配当科目です。

※3 「教科教育法Ⅲ・Ⅳ（英語）」は中学校、高等学校ともに必修科目です。

※4 P.19 4.(9)「教科又は教職に関する科目」について表4-3、表4-4参照。

(1) 「教職に関する科目」とは

「教職に関する科目」は、教員として生徒に接し授業を行う上で必要な知識と技能を身につけるための科目で、各学部・学科の教育課程表の科目とは別に、教職課程が独自に開講しています。基本的には、卒業要件の科目ではないため、学科の履修制限にも含まれません。ただし、学科によっては「教職に関する科目」の一部を卒業要件単位数に含めているところもありますので、所属学科の教育課程表（履修要覧）を参照してください。

なお、前学期・後学期ともに開講されている同一授業科目は、いずれかの配当期で履修してください。前学期に登録を行った場合、同一年度の後学期で再履修することはできません。

(2) 免許取得に必要な「教職に関する科目」の単位数

表 4-1 のとおり、中学校の免許を取得する場合、「教職に関する科目」の修得必要最低単位数は、34 単位です。ただし、本学では、介護等体験をする場合には原則として「介護等体験指導（1 単位）」を履修しますので、実質上は 35 単位です。高等学校の場合は 26 単位です。

(3) 教育課程論，教育方法論，教科教育法の履修について

「教育課程論」「教育方法論」「教科教育法」を履修するためには 1 年次配当の「教育原論」「教育と社会」「教育心理学」の 3 科目 6 単位を修得しておかなければなりません。

また、「教科教育法」は必ず「教科教育法 I」から履修してください。「教科教育法 II・III・IV」を履修するためには、「教科教育法 I」の単位を修得していることが条件です。

なお、理学部の学生が「教科教育法 I（数学）」を履修するためには「数学基礎学力試験」、また、「教科教育法 I（理科）」を履修するためには「理科基礎学力試験」（ともに学内で 1 月末～2 月に実施）にそれぞれ合格しておかなければなりません。教科教育法では模擬授業を行うため、高校レベルまでの基本事項の理解が不可欠です。その理解度を問う試験です。

(4) 教科教育法は免許教科ごとに履修

「教科教育法」は、免許状の教科ごとに授業科目が異なります。中学校免許の取得には、免許教科ごとに 8 単位（「教科教育法 I・II・III・IV」）を修得する必要があります。

表 4-2 教科教育法の授業科目

【中学校免許】

免許教科	授業科目	単位	配当年次	免許教科	授業科目	単位	配当年次
社会	教科教育法 I（社会）	2	2	保健体育	教科教育法 I（保健体育）	2	2
	教科教育法 II（社会）	2	2		教科教育法 II（保健体育）	2	2
	教科教育法 III（社会）	2	3		教科教育法 III（保健体育）	2	3
	教科教育法 IV（社会）	2	3		教科教育法 IV（保健体育）	2	3
英語	教科教育法 I（英語）	2	2	数学	教科教育法 I（数学）	2	2
	教科教育法 II（英語）	2	2		教科教育法 II（数学）	2	2
	教科教育法 III（英語）	2	3		教科教育法 III（数学）	2	3
	教科教育法 IV（英語）	2	3		教科教育法 IV（数学）	2	3
中国語	教科教育法 I（中国語）	2	2	理科	教科教育法 I（理科）	2	2
	教科教育法 II（中国語）	2	2		教科教育法 II（理科）	2	2
	教科教育法 III（中国語）	2	3		教科教育法 III（理科）	2	3
	教科教育法 IV（中国語）	2	3		教科教育法 IV（理科）	2	3

また、高等学校免許の取得には、免許教科ごとに4単位（「教科教育法Ⅰ・Ⅱ」）を修得する必要があります。ただし、英語に限り、8単位（「教科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」）を修得する必要があります。中国語、保健体育、数学、理科の教科教育法Ⅰ・Ⅱについては2年次配当科目ですが、高等学校の免許状のみを取得する場合は、3年次から履修をしてください。（実習の前年度に履修することが望ましいため。）

【高等学校免許】

免許教科	授業科目	単位	配当年次	免許教科	授業科目	単位	配当年次
公民	教科教育法Ⅰ（公民）	2	3	英語	教科教育法Ⅰ（英語）	2	2
	教科教育法Ⅱ（公民）	2	3		教科教育法Ⅱ（英語）	2	2
地理 歴史	教科教育法Ⅰ（地理歴史）	2	3		教科教育法Ⅲ（英語）	2	3
	教科教育法Ⅱ（地理歴史）	2	3		教科教育法Ⅳ（英語）	2	3
商業	教科教育法Ⅰ（商業）	2	3	中国語	教科教育法Ⅰ（中国語）	2	2・3
	教科教育法Ⅱ（商業）	2	3		教科教育法Ⅱ（中国語）	2	2・3
工業	教科教育法Ⅰ（工業）	2	3	保健 体育	教科教育法Ⅰ（保健体育）	2	2・3
	教科教育法Ⅱ（工業）	2	3		教科教育法Ⅱ（保健体育）	2	2・3
情報	教科教育法Ⅰ（情報）	2	3	数学	教科教育法Ⅰ（数学）	2	2・3
	教科教育法Ⅱ（情報）	2	3		教科教育法Ⅱ（数学）	2	2・3
				理科	教科教育法Ⅰ（理科）	2	2・3
					教科教育法Ⅱ（理科）	2	2・3

(5) 「教育実習指導Ⅰ」について

「教育実習指導Ⅰ」は、4年次に教育実習を行うための準備として3年次の後学期に履修する必修科目です。「教育実習指導Ⅰ」の履修者はその年度中に教育実習に出るための条件（6.「教育実習の履修方法（9）教育実習に出るための条件」参照）を満たすことが前提ですので、各自履修登録には細心の注意を払ってください。

なお、3年次前学期終了の段階で教育実習に出るための条件を満たせないことが判明した場合、3年次後学期の「教育実習指導Ⅰ」の履修はできませんので、速やかに各キャンパス支援室に申し出てください。「教育実習指導Ⅰ」は翌年以降の履修になります。

(6) 「教育実習指導Ⅱ」について

「教育実習指導Ⅱ」は教育実習の事前・事後指導のための科目で、教育実習を行う4年次前学期に履修します。

(7) 「教育実習Ⅰ・Ⅱ」の単位認定について

授業科目「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」は、教育実習を行う4年次4月に時間外科目として履修登録します。2週間実習の場合「教育実習Ⅰ」の2単位を認定し、3週間（若しくは4週間）実習の場合は「教育実習Ⅰ」と「教育実習Ⅱ」の計4単位を認定します。

(8) 「教職実践演習（中学・高校）」について

4年次後学期の必修科目であり、これまで履修してきた「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の集大成として位置づけ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認することを目的とします。

なお、「教職実践演習（中学・高校）」を履修するには、「教育実習Ⅰ」を当該年度中に単位修得見込みでなければなりません。

(9) 「教科又は教職に関する科目」について

「教科又は教職に関する科目」は、3種類あります。

- 1 つめは、「教科に関する科目」の最低必要単位数 (P. 76 表 13-1 参照) を超えた科目 (単位)、
- 2 つめは、「教職に関する科目」の最低必要単位数 (P. 76 表 13-1 参照) を超えた科目 (単位) です。

表 4-3 高等学校免許状申請に「教科又は教職に関する科目」として使用できる教科教育法

免許教科	授業科目	単位	配当年次	免許教科	授業科目	単位	配当年次
中国語	教科教育法Ⅲ (中国語)	2	3	数学	教科教育法Ⅲ (数学)	2	3
	教科教育法Ⅳ (中国語)	2	3		教科教育法Ⅳ (数学)	2	3
保健体育	教科教育法Ⅲ (保健体育)	2	3	理科	教科教育法Ⅲ (理科)	2	3
	教科教育法Ⅳ (保健体育)	2	3		教科教育法Ⅳ (理科)	2	3

例えば、表 4-3 にある免許教科の「教科教育法Ⅲ」「教科教育法Ⅳ」は高等学校免許では選択科目ですが、免許取得教科に即してこれらの科目を修得した場合、高等学校免許教科の申請では、「教科又は教職に関する科目」となります。「道徳教育論」「教育実習Ⅱ」も高等学校免許では選択科目ですから、免許申請では「教科又は教職に関する科目」となります。

「教育相談概論」と「教育相談演習」の2科目を修得した場合、中学校免許と高等学校免許の申請で、1科目が「教科又は教職に関する科目」となります。

3 つめは、表 4-4 にある本学で設けている「教科又は教職に関する科目」です。

表 4-4 本学で設けている「教科又は教職に関する科目」一覧

授業科目	単位	配当年次	授業科目	単位	配当年次
学校ボランティア演習Ⅰ	2	2	学校ボランティア演習Ⅱ	2	2
現代教育の課題Ⅰ	2	2	現代教育の課題Ⅱ	2	2
現代教育の課題Ⅲ	2	2	現代教育の課題Ⅳ	2	2
介護等体験指導	1	3			

これらの「教科又は教職に関する科目」を修得した場合、中学校免許と高等学校免許の申請で、59 単位数に算入することができます。ただし、「介護等体験指導」は、高等学校免許申請には使えません。

■ 5. 「66 条科目」の履修方法

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」（以下「66条科目」と略称します）について説明します。

「66条科目」は中学校・高等学校に限らず教員免許を取得するための必須条件で、4科目8単位が指定されています。

科目の名称と修得必要単位数は、次のようになっています。

- ・「日本国憲法」(2単位)
- ・「体育」(2単位)
- ・「外国語コミュニケーション」(2単位)
- ・「情報機器の操作」(2単位)

ただし、これらの科目名称は、免許法の施行規則が規定するものであり、本学の授業科目名とは必ずしも一致しません。また修得必要単位数も異なる場合があります。これらに相当する本学の授業科目は、学部・学科によって異なりますので、表5-1で所属学科の該当科目を確認してください。

なお、教育実習の内諾依頼を行うためには「66条科目」から4単位以上を修得していなければなりません。さらに教育実習を行うためには「66条科目」をすべて修得していることが条件となります。

表5-1 66条科目（2014年度入学者から適用）

66条科目	学部（学科）	授業科目
日本国憲法 (2単位)	法学部，経済学部，外国語学部，人間科学部，工学部，経営学部，理学部	「日本国憲法」(2単位)
	法学部，経済学部，外国語学部，人間科学部，工学部	「健康科学とスポーツⅠ」(1単位)及び「健康科学とスポーツⅡ」(1単位)
体育 (2単位)	経営学部，理学部	「健康科学Ⅰ」(1単位)及び「健康科学Ⅱ」(1単位)
	法学部，経済学部，人間科学部，工学部	「英語会話・初級Ⅰ」，「英語会話・初級Ⅱ」，「スペイン語初級BⅠ」，「スペイン語初級BⅡ」，「中国語初級BⅠ」，「中国語初級BⅡ」，「ドイツ語初級BⅠ」，「ドイツ語初級BⅡ」，「フランス語初級BⅠ」，「フランス語初級BⅡ」，「ロシア語初級BⅠ」，「ロシア語初級BⅡ」，「韓国語初級BⅠ」，「韓国語初級BⅡ」 ※ 各1単位。同一外国語を2科目。 ※ 「英語会話」以外の外国語科目を履修する場合には，BⅠ・BⅡと併せてAⅠ・AⅡも履修すること。
外国語コミュニケーション (2単位)	外国語学部（英語英文学科）	「SpeakingⅢ」(1単位)及び「SpeakingⅣ」(1単位)
	外国語学部（中国語学科）	「中国語演習Ⅰd(会話)A」(1単位)及び「中国語演習Ⅰd(会話)B」(1単位)
	経営学部	「初級英語Ⅰ」，「中級英語Ⅰ」，「上級英語Ⅰ」，「ドイツ語Ⅰ」，「フランス語Ⅰ」，「スペイン語Ⅰ」，「ロシア語Ⅰ」，「中国語Ⅰ」，「韓国語Ⅰ」 ※ 各2単位。いずれか1科目。
	理学部	「初級英語Ⅰ」，「中級英語Ⅰ」，「上級英語Ⅰ」，「ドイツ語Ⅰ」，「フランス語Ⅰ」，「スペイン語Ⅰ」，「中国語Ⅰ」 ※ 各2単位。いずれか1科目。
情報機器の操作 (2単位)	法学部，外国語学部，人間科学部	「情報処理Ⅰ」(2単位) ※ 各学科の専攻科目。
	経済学部	「経済情報処理Ⅰ」(2単位)
	工学部（機械工学科）	「コンピュータ解析」(2単位)及び「情報処理演習Ⅰ」(1単位)
	工学部（電気電子情報工学科）	「情報技術Ⅰ」(2単位)
	工学部（物質生命化学科）	「化学情報処理」(2単位)
	工学部（情報システム創成学科）	「情報処理演習Ⅰ」(1単位)及び「プログラミング演習Ⅰ」(1単位)
	工学部（経営工学科）	「情報処理演習Ⅰ」(1単位)及び「プログラミング演習Ⅰ」(1単位)
	工学部（建築学科）	「情報処理演習Ⅰ」(1単位)及び「建築CAD演習Ⅰ」(2単位)
	経営学部	「コンピュータ演習」(2単位)
	理学部（情報科学科）	「情報科学リテラシー」(4単位)
理学部（数理・物理学科，化学科，生物科学科）	「PCリテラシー」(2単位)	

■ 6. 「教育実習」の履修方法

- (1) 教育実習の趣旨
- 教育実習は、教育職員免許法施行規則第6条に規定されている必修科目です。
- 教育実習は、現場における教育を実際に観察し経験することで、教育の意義についての体験的認識と理解を深め、教員としてのあり方を学ぶことを目標としています。
- 教育実習は、実習とはいえ一定期間教員としての職責を果たすことになるので、実習者の主体的・意欲的な学習活動が不可欠です。実習を通じて教員として必要なあらゆる分野の経験・体験を積むことが期待されます。
- (2) 教育実習の期間
- 中学校の教員免許を取得するためには、通算して3週間（若しくは4週間）の教育実習をする必要があります。高等学校の免許を取得するためには、2週間の教育実習を行います。中学校と高等学校の両方の免許を取得するためには、中学校又は高等学校のどちらかで3週間（若しくは4週間）の教育実習を行います。
- (3) 実習の時期
- 教育実習は4年次の5月～6月が中心となりますが、実習校によっては夏から秋（9月～11月）に実施する学校もあります。
- (4) 教育実習校
- 教育実習は、出身の中学校又は高等学校で実施する「母校実習」の他、「母校外実習」もあります。「母校外実習」には① 神奈川大学附属中・高等学校での実習、② ボランティア活動先の学校での実習、③ 教育委員会が指定する学校での実習の三つがあります。なお、「商業」「工業」「中国語」など、出身校に実習教科がない学生は各キャンパス支援室に相談してください。
- (5) 教育実習計画説明会
- 2年次の1月～2月頃に教育実習計画説明会を行い、下記「(6) 教育実習の内諾依頼をするための条件」の最終確認と、3月～4月のスケジュールについて大事なポイントを説明します。
- この説明会の出席者を対象に、3月下旬に教育実習内諾許可者発表を行います。なお、可否の発表は各キャンパス支援室の掲示等で行います。
- (6) 教育実習の内諾依頼をするための条件
- 以下①～④の条件をすべて満たしていることが条件です。
- ① 「教職に関する科目」から12単位以上を修得していること。（「教育原論」「教育と社会」「教育心理学」を含む）
 - ② 「66条科目」から4単位以上を修得していること。
 - ③ 実習教科によって定められている検定試験（表 6-1 参照）のいずれかに合格し、証明書のコピーを提出していること。
 - ④ 以下の対象者は、学内で実施する各種基礎学力試験（表 6-2 参照）に合格し、合格証のコピーを提出していること。
- 対象：法学部・経済学部・人間科学部「社会」「地理歴史」「公民」の教育実習予定者
人間科学部「保健体育」の教育実習予定者

表 6-1 内諾依頼のための検定試験

実習教科	検定試験の種別
社会・地理歴史・公民	日本漢字能力検定準 2 級 又は 世界遺産検定 4 級
商業	日商簿記検定試験 2 級
英語	実用英語技能検定 2 級, TOEIC®500 点 又は TOEFL®450 点
中国語	実用英語技能検定 2 級, TOEIC®500 点, TOEFL®450 点 又は日本漢字能力検定準 2 級
保健体育	日本漢字能力検定準 2 級
数学	理学部：実用数学技能検定準 1 級（注 1） 工学部：実用数学技能検定 2 級
工業	実用数学技能検定 2 級 又は 工業英語能力検定試験 3 級
理科	工業英語能力検定試験 3 級
情報	日商 PC 検定試験（文書作成）3 級

※ 合格証のコピーは 2 年次 1～2 月頃実施の教育実習計画説明会時、又は 3 月中旬の指定日時を最終期限とします。詳細は掲示を確認してください。

※ 指定している級、点数以上の検定試験の合格が必要です。

（注 1） 準 1 級 1 次に合格した者は、準 1 級 2 次合格に代えて、実用数学技能検定 2 級合格とすることができる。但し、高等学校一種免許状取得を目指す者は卒業時まで準 1 級に合格することが望ましい。

表 6-2 内諾依頼のための基礎学力試験

対象学部	実習教科	基礎学力試験の種別	試験概要
法学部 経済学部 人間科学部	社会 地理歴史 公民	社会系基礎学力試験	社会系教科の基礎学力を確かなものにするを目的とし、中学校学習指導要領に示されている内容を基本とし、公立高等学校入試程度の内容から地理、歴史、公民の各分野、及び時事問題から出題する。 ※ 6～7 月頃「社会系基礎学力試験」説明会を実施予定。
人間科学部	保健体育	保健体育系基礎学力試験	保健体育科専門教養を確実に習得することを目的とし、『学習指導要領解説（保健体育編）』からの抜粋をはじめ、スポーツのルールや指導法等、基礎・基本的な知識を問う。 ※ 6～7 月と 12 月頃「保健体育系基礎学力試験」説明会を実施予定。

※ いずれの試験も、後学期定期試験後の 1 月～2 月頃に実施します。

(7) 教育実習内諾依頼説明会

教育実習内諾依頼許可者発表の合格者に対して、3 年次の 4 月に教育実習内諾依頼に関する説明会を行います。教育実習に出るためには、実習を行う前年度に内諾活動を行い、実習校より内諾を得ることが必要です。

- (8) 教育実習最終手続き説明会 3年次の12月～1月に教育実習最終手続き説明会で、次年度の教育実習に関する説明を行います。(対象:「教育実習指導Ⅰ」を履修している者)
3月下旬に下記「(9) 教育実習に出るための条件」を確認し、教育実習判定合格者発表を行います。各キャンパス支援室の掲示等で合否を確認してください。
- (9) 教育実習に出るための条件 以下①～⑥の条件をすべて満たしていることが条件です。
① 教育実習校から受入れの内諾を書面にて得ていること。
② 1・2・3年次配当の「教職に関する科目」の必修科目すべてを修得していること。中学校実習の場合は「道徳教育論」も含む。「教科教育法」(注1)は免許教科に即して4単位を修得していること。ただし、中学校実習の場合は8単位を修得していることが望ましい。
③ 1・2年次配当の「教科に関する科目」(注2)の必修科目をすべて修得し、かつ「教科に関する科目」(注2)の修得単位数が24単位以上であること。
④ 3年次配当の「教育相談概論」又は「教育相談演習」のうち、いずれか1科目(2単位)を修得していること。
⑤ 「66条科目」すべてを修得していること。
⑥ 理学部は卒業研究着手の条件を満たしていること。
(注1) (注2)複数教科の免許取得を希望している場合の「教科教育法」及び「教科に関する科目」は、原則として“教育実習を行う教科”を指すものとする。
- (10) 教育実習登録費の納入 教育実習を行う年度に教育実習登録費(1回につき5,000円)を大学に納入してください。
なお、教育実習登録費は大学でかかる必要経費であり、実習校での必要経費等は含みません。実習校での必要経費等は必要に応じて、各自が実習校に支払ってください。
また、実習を行う学生は「賠償責任保険」の加入が必要ですが、これは本学が一括して手続きをしますので、個人負担はありません。
- (11) 教育実習に関する指導及び「教職実践演習(中学・高校)」はクラス担任制 教育実習に関する指導は、クラス担任制で行いますので、時間割で指定された授業を履修してください。授業科目としては3年次後学期の「教育実習指導Ⅰ」、4年次前学期「教育実習指導Ⅱ」がそれにあたります。また、4年次後学期の「教職実践演習(中学・高校)」は、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するための総仕上げの科目として、クラス担任のもと演習形式で行います。

■ 7. 介護等体験（中学校免許取得希望者のみ）

(1) 介護等体験の趣旨

「介護等体験」はいわゆる介護等体験特例法（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律）により、義務教育の学校教員になるための必須要件として義務付けられています。そのため、中学校の教員免許状を取得するには、「介護等体験」が必要です。ただし、同法第2条第3項により、介護等に関する専門的知識及び技術を有すると認められる場合（例. 作業療法士や介護福祉士の資格を有する者）や、身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者は、介護等体験が免除になる場合があるので、各キャンパス支援室で相談してください。

介護等体験特例法には次のように書かれています。

参考：小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律 第1条
義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる（以下略）。

高齢者や障害児・障害者に対する介護等の体験を自らの原体験とし、その経験を教育に活かしていくことが求められています。

(2) 体験の内容

18歳に達した後に、盲・聾・その他の特別支援学校や社会福祉施設で7日間の体験を行うことが必要です。7日間の内訳については、文部科学省通達で「盲・聾・その他の特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間とすることが望ましい」とされていますが、固定的なものではありません。

(3) 体験の依頼方法

大学が学生からの申込みをまとめて一括依頼する「大学一括依頼」と、学生が自分で依頼する「個人依頼」があります。

「大学一括依頼」では、盲・聾・その他の特別支援学校については神奈川県教育委員会を通じて依頼し、社会福祉施設については本学が独自に連携している地域ケアプラザに依頼します。対象は原則として3年次以上です。

「個人依頼」の場合は各自で施設等に相談に出かけ依頼します。ただし施設によっては大学の事務手続きを必要とする場合がありますので、事前に各キャンパス支援室で相談してください。

なお、介護等体験に関する諸連絡はすべて掲示板で行いますので、必ず確認してください。

(4) 体験を行う条件

介護等体験を行うためには、原則として3年次以上で、前年度の介護等体験説明会に出席していることと、「教育実習の内諾依頼をするための条件」を満たしていることが必要です。（6. 「教育実習」の履修方法 の (6)教育実習の内諾依頼をするための条件 を参照）

- (5) 介護等体験説明会 2年次の後学期に介護等体験説明会を行います。介護等体験の希望状況を調査し、出席した学生を次年度介護等体験実施者の対象としますので必ず参加してください。「個人依頼」を希望する学生も必ず出席してください。
- (6) 介護等体験依頼説明会 3年次の4月に介護等体験依頼についての説明会を行いますので、必ず出席し所定の日時に申込手続きを完了してください（「個人依頼」を希望する学生も含む）。なお、申込後のキャンセルや日程変更等は原則としてできません。
- (7) 「介護等体験指導」（3年次配当1単位）の履修 介護等体験をする前の事前準備や事後の振り返りなどの指導を行うため「介護等体験指導」という授業科目を開講しています。（4.「教職に関する科目」の履修方法の表4-4を参照）中学校免許における選択科目の扱いですが、**介護等体験を行う人は必ず履修してください。**
社会福祉施設における介護等体験を4月～9月に行う場合は前学期に、10月～3月に行う場合は後学期に履修してください。なお本科目を履修していない学生は、介護等体験を行うことはできません。個人依頼で行う場合も同様です。
- (8) 体験費用等 盲・聾・その他の特別支援学校等の学校で行う介護等体験に関しては、費用はかかりません。社会福祉施設での介護等体験は、本学が大学独自に依頼している地域ケアプラザでは1日1,500円（×5日間又は×7日間）の費用がかかります。
なお以上のほか、施設や学校までの交通費・食事代は個人負担です。体験をするためには「賠償責任保険」の加入が必要ですが、これは本学が一括して加入手続きをしますので、個人負担はありません。
- (9) 体験の証明 各自が本学所定の証明書を体験する施設に持参し、記入を依頼します。
体験した学校・施設等が必要事項（体験の内容や期日など）を記載して押印してくれます。この証明書は再発行されません。免許状申請時（4年次10月の一括申請説明会后）に本学から教育委員会にまとめて提出しますので、各自で大切に保管してください。

■ 8. 教育職員免許状の申請

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 一括申請と個人申請 | <p>本学在学中の者で本学所定の教育職員免許状取得のための所要単位を修得した場合に限り、授与権者である神奈川県教育委員会に対して、本学が取りまとめて申請（一括申請）を行います。一括申請をした者は、卒業式当日に教育職員免許状が授与されます。</p> <p>一括申請の手続きをとらない場合、及び本学の教育職員免許状取得のための所定の単位に満たないが教育職員免許法に規定された所定の単位を満たしていて免許取得可能な場合は、居住地の管轄の各都道府県教育委員会に対して各自で申請（個人申請）をすることで免許状が授与されます。</p> |
| (2) 教育職員免許状一括申請の仕方 | <p>まず、新年度オリエンテーション期間中に行われる教育実習判定合格者説明会にて、神奈川県教育委員会へ申請するための「教育職員免許状一括申請願」に記入します。本籍地の記入もあるので事前に確認をしておいてください。また、中学校免許状を取得する予定の者は、「介護等体験証明書」（原本）を提出してください。</p> <p>なお、免許状に記載される氏名は常用漢字ですが、やむを得ない理由で戸籍上の表記（字体）を希望する場合は、各キャンパス支援室に相談してください。</p> <p>次に10月の免許状一括申請説明会にて、本学の申請により神奈川県教育委員会から作成されてきた「教育職員普通免許状授与申請書」について、署名・記載内容の確認を行います。また、高等学校以降の学歴について学校名称、修学期間・年数等を記入します。なお、免許1件（1種類、1教科）につき、申請手数料（3,300円）及び学力に関する証明書作成費用（200円）として、合計3,500円必要となります。納入方法については、説明会で指示します。</p> |
| (3) 個人申請の時期 | <p>各都道府県教育委員会は、2月中旬から4月上旬にかけて、教育職員免許状授与業務のため、個人申請の受け付けを停止します。そのため個人申請をする場合は、4月中旬以降となります。</p> <p>ただし、教員採用（含臨時的任用職員、非常勤講師）が決まっている場合は、年度内に申請をしなければ4月からの勤務に支障を来すため、速やかに当該教育委員会に確認を行ってください。</p> |

■ 9. 教員採用試験について

- | | |
|------------|---|
| (1) 教員採用試験 | <p>教員採用の方法は、公立学校と私立学校で異なります。</p> <p>公立学校の場合、都道府県・政令指定都市（以下「地方自治体」と記す。）ごとに「選考」が行われます。この「選考」を一般に採用試験と呼び、申込受付期間や試験の実施日・内容は地方自治体によって異なりますので、受験する地方自治体の案内等を事前に自分で確認しておく必要があります。</p> <p>「選考」は、一次試験と二次試験があり、一次試験に合格すると二次試験が行われます。一次試験は7月中に実施され、専門教養・教職教養・一般教養の筆記試験に、集団面接や実技試験を課す地方自治体がほとんどです。二次試験は8月から始まり論作文や個人面接、場面指導、模擬授業などが課されていますので十分に準備をして臨むことが必要です。</p> <p>私立学校の教員の採用は、「選考」による公立学校教員の採用と異なり、</p> |
|------------|---|

- ① 大学への求人票や新聞広告などによる公募
 - ② 学校関係者による推薦や紹介
 - ③ 都道府県私学協会の名簿掲載や履歴書委託
 - ④ 都県私学協会による私学教員適性検査
- 等、各学校法人と私学協会がそれぞれの方法で行っています。

(2) 教員採用試験対策

本学では、上記の教員採用試験に臨む準備を採用試験対策として、3年次の始めから計画的に行っています。

各講習の実施前に希望者を募り、3年次前学期に専門教養、後学期に教職教養の講習を行います。そして、3年次の春休みから4年次前学期にかけて論作文や集団面接、模擬授業、場面指導やロールプレイなどの対策を行います。

また、教職課程履修者を対象に希望を募り、全国統一の「模擬試験」を実施して専門教養や教職教養に加えて論作文の自己診断を行っています。

以上のような機会を利用して採用試験の動向をつかむことができますが、試験に合格するには、自分で学習計画を立てて実行することが重要です。そのヒントを以下に記します。

専門教養の試験は、受験者の免許教科の力量を問うものです。「教科に関する科目」の普段の授業をきちんと受けることは当然ですが、中学校・高等学校の学習内容を復習しておくことが肝要です。教職教養の試験は「教職に関する科目」の授業内容に関係しますが、「教科又は教職に関する科目」の「現代教育の課題」でも教職教養を深めます。一般教養については、採用試験対策用の問題集が市販されています。

採用試験の出題傾向は地方自治体によって異なりますので、受験しようとする地方自治体の過去の問題を支援室などで調べておくことがよいでしょう。教員採用試験用の市販の問題集は地方自治体別のものがあり、専門教養・教職教養・一般教養のそれぞれでどのような問題が出題されたかを知ることができます。

私立学校の専門教養の試験は、一般に大学センター入試レベルと考えて対応しましょう。

■ 10. 科目等履修生について

(1) 教職課程の科目等履修生

在学中に教員免許取得に必要な単位を修得できないで卒業した場合は、不足する単位を科目等履修生として修得することができます。

(2) 出願方法等

各キャンパスの担当窓口で12月より配付される「科目等履修生募集要項」で確認してください。

- ・横浜キャンパス：資格教育課程課
- ・湘南ひらつかキャンパス：平塚教務課、資格教育課程支援室

(3) 履修上の注意点

- ① 教職課程の登録をしていない人は課程登録が必要です。本要覧の 3. 教職課程の履修に関する各年次の主要スケジュール の表をよく読んでください。
- ② 本学の卒業生で「教育実習指導Ⅰ」を履修する場合は、6. 「教育実習」の履修方法 の(6)

教育実習の内諾依頼をするための条件 を満たしていること、また「教育実習指導Ⅱ」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教職実践演習（中学・高校）」を履修する場合は、6.「教育実習」の履修方法 の(9) 教育実習に出るための条件 を満たしていることが必要です。

- ③ 本学の卒業生で「介護等体験指導」を履修する場合は、7. 介護等体験（中学校免許取得希望者のみ）の(4)体験を行う条件 を満たしていることが必要です。

■ 11. 小学校教員養成特別プログラムについて

- (1) 小学校教員養成特別プログラムとは
- 小学校教員養成特別プログラムは、本学在学中に玉川大学の科目等履修生として小学校教諭二種免許状取得に係わる科目を2年間学修し、本学卒業と同時に小学校教諭二種免許状を取得するというものです。本学の教職課程で中学校免許状取得を目指す学生で、小学校教諭を強く志望している学生を対象とします。これは、本学と玉川大学とが協定を結んで成り立っている制度であり、本学が推薦した学生のみこのプログラムを受講することができます。
- (2) 通信教育課程による学修
- このプログラムの参加者は、卒業するための自学科の学修と教職課程の学修を並行し、通信教育課程により小学校教諭を目指すことになります。通信教育課程では、自ら学修計画を立て、それに従って着実に進めていくという地道な努力が欠かせません。そのため、本学ではこのプログラムの受講希望の2年次生に対し、第1次選考（書類選考）と第2次選考（面接）による厳しい審査を行っています。
- (3) 応募資格
- 応募資格は、2年次終了までに以下の条件をすべて満たしていることです。
- [1] 本学の2年次に在学中の者。ただし、学校教育法第90条第2項及び学校教育法施行規則第153条（大学への飛び入学者）又は学校教育法施行規則第150条第7号（大学において個別の入学資格審査により認めた入学者）は出願資格がない。
- [2] 本学で教職課程を履修し、卒業と同時に中学校教諭一種免許状を取得できる見込みがある者で、以下の①～⑥の条件を2年次終了までに満たす見込みのある者。
- ① 教職に関する科目：1・2年次配当の必修科目のうち16単位以上修得していること。（「教科教育法Ⅰ」「教科教育法Ⅱ」を含む。）
 - ② 教科に関する科目：1・2年次配当科目を20単位以上（理学部・工学部の場合は必修科目すべてを含む）を修得していること。
 - ③ 66条科目：すべてを修得していること。（ただし、3年次配当科目は除く。）
 - ④ 卒業要件単位数：自学科の卒業要件単位数のうち62単位以上を修得していること。
 - ⑤ 各種検定資格：教育実習の内諾依頼をするための条件と同じ。
 - ⑥ 各種基礎学力試験：教育実習の内諾依頼をするための条件と同じ。
- (4) 説明会及び募集に関するスケジュール
- 毎年4月に小学校教員養成特別プログラムに関する全体説明会を1年次生と2年次生の希望者を対象に行っています。また、10月には募集に関する説明会を2年次生対象に行うので、応募希望者は詳細を掲示板で確認して、必ず出席してください。

■ 12. 「教科に関する科目」の履修方法 【学部学科別履修科目】

■ 「教科に関する科目」とは

「教科に関する科目」は、取得しようとする免許教科の専門的力量を身につけるための科目です。これらの科目は、原則として、各学部・学科が開講する専攻科目です。以下の該当ページを参照してください。

- 法学部……………P. 30～
- 経済学部……………P. 35～
- 外国語学部……………P. 44～
- 人間科学部……………P. 47～
- 工学部……………P. 52～
- 経営学部……………P. 65～
- 理学部……………P. 69～

■ 免許取得に必要な「教科に関する科目」の単位数

中学校・高等学校の免許とも、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」、「教職に関する科目」を合計した修得必要最低単位数が59単位と教育職員免許法に定められています。

そのため、「教科に関する科目」は30単位前後を必要とし、かつその中には必修科目をすべて修得していることが必要です。

■ 13. 付記：教育職員免許法との関係

(1) 「教科又は教職に関する科目」について

一種免許状取得に必要な最低単位数は59単位です。教育職員免許法では「教職に関する科目」と「教科に関する科目」の2つの科目群に加えて「教科又は教職に関する科目」という科目群を設けており、それらの合計が59単位以上必要であると定められています。

表13-1 修得必要最低単位数一覧（教育職員免許法第5条別表第1より作成）

第一欄		第二欄	第三欄			合計
免許状の種類 所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	
一種免許	中学校教諭	学士の学位を有すること	20	31	8	59
	高等学校教諭			23	16	
専修免許	中学校教諭	修士の学位を有すること	20	31	32	83
	高等学校教諭			23	40	

上記表13-1にあるように、中学校の一種免許の場合、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」の修得必要最低単位数は、それぞれ20単位、31単位、8単位と定められています。これに対して、高等学校の一種免許では、「教科に関する科目」の修得必要最低単位数は20単位と中学校免許と同じですが、「教職に関する科目」は23単位と中学校に比べ少なくなり、逆に「教科又は教職に関する科目」は16単位と多くなっています。これは一種免許の場合、中学校・高等学校ともに、これら3つの科目群の修得必要最低単位数の合計が59単位と同じになっているためです。

(2) 「教科又は教職に関する科目」とは何か — 法令上の趣旨

「教科又は教職に関する科目」とはどのようなものか。それに関して法令は次のように規定しています。

参考：教育職員免許法施行規則第6条の2第2項

「免許法別表第一に規定する（中略）中学校又は高等学校（中略）の一種免許状（中略）の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、（中略）教科に関する科目（中略）又は（中略）教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。」

つまり、「教科又は教職に関する科目」というのは、文字どおり、「教科に関する科目」か、又は「教職に関する科目」を指すわけです。法令は、この2つ以外に大学が独自に「準ずる科目」を加えてもよい、と規定しています。

本学においては、「準ずる科目」としていくつか科目を開講しています。詳細は 4. 「教職に関する科目」の履修方法 (9) 「教科又は教職に関する科目」について を確認してください。

(3) 免許申請上の便宜としての「教科又は教職に関する科目」

本学教職課程の場合、上記 (2) で述べているように「教科又は教職に関する科目」としていくつか科目を開講していますが、この他に「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の修得必要最低単位数を超えて修得した単位を、「教科又は教職に関する科目」として計算し、免許申請しています。詳細は 4. 「教職に関する科目」の履修方法 (9) 「教科又は教職に関する科目」について に記載してありますので確認してください。

(4) 教育職員免許法附則第11項による「工業」の一種免許状の取得について

参考：教育職員免許法附則第11項

「11 別表第一の規定により高等学校教諭の工業の教科についての普通免許状の授与を受ける場合は、同表の高等学校教諭の免許状の項に掲げる教職に関する科目についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、当分の間、同表の規定にかかわらず、それぞれ当該免許状に係る教科に関する科目についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。」

つまり、教育職員免許法附則第11項により「工業」の免許を取得する場合、「教職に関する科目」の必要単位数が不足する場合でも、「教科に関する科目（必修含む）」と合わせて59単位を修得することにより、免許を取得することができます。なお、附則第11項を使用した場合であっても、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の修得は必要です。

(5) 専修免許状について

大学院の修士（博士前期）課程を修了し、所定の単位（表13-1）を修得した場合、「専修免許状」を取得できます。そのためには、表13-1の第三欄にある「教科又は教職に関する科目」について、専修免許状の必要単位数から一種免許状の必要単位数を差し引いた24単位分を大学院の授業で修得する必要があります。これらの科目は「教科に関する科目」、「教職に関する科目」のいずれでもよいです。

参考：教育職員免許法第5条別表第1備考第2号

「第二欄（免許法第5条別表第1の第二欄のこと、表13-1を参照－引用者注記）の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする。」

参考：教育職員免許法第5条別表第1備考第7号

「専修免許状に係る第三欄（免許法第5条別表第1の第三欄のこと、表13-1を参照－引用者注記）に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄の定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程（中略）において修得するものとする。」

(6) 大学院で取得できる専修免許状の種類

表13-2 取得できる免許状の種類

取得できる研究科・専攻		免許状の種類・教科	
研究科	専攻	中学校（専修）	高等学校（専修）
法学	法律学	—	公民
経済学	経済学	—	地理歴史，公民
経営学	国際経営	—	公民
外国語学	欧米言語文化	英語	英語
理学	理学	数学，理科	数学，理科
工学	機械工学	—	工業
	電気電子情報工学	—	情報
	応用化学	—	工業
	経営工学	数学	数学
歴史民俗資料学	歴史民俗資料学	社会	地理歴史